吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社油屋別館（乙、長野県諏訪市湖岸通り三丁目四番一六号）の旅館事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年四月七日

長野県諏訪市湖岸通り三丁目四番一六号

株式会社油屋

代表取締役　有賀　仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月七日

大阪市中央区伏見町三丁目一―一淀屋橋アップルタワーレジデンス九〇六号

合資会社グローバルヘルスコミュニケーションズ

代表社員　蝦名　玲子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三十万円減少し九百七十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月一日

掲載頁　一三五頁（号外第七十四号）

平成二十六年四月七日

福井県越前市上太田町第五〇号五番地の一七

ダイコー建装株式会社

代表取締役　用田　義弘

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十二日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月二十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月七日

東京都新宿区西新宿八丁目五番一号

株式会社ブロードバンドセキュリティ

代表取締役　持塚　朗

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月七日

東京都豊島区南池袋三丁目一三番五号

株式会社バスケプラス

代表取締役　縣　将貴

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月七日

北海道小樽市色内二丁目一〇番一号

三立機電株式会社

代表取締役　谷内　馨一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である泉田牧子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月七日

東京都千代田区丸の内一―三―一東京銀行協会ビル

ジョーホー・リサーチ・ジャパン・インク

日本における代表者　泉田　牧子

限定承認公告

本籍群馬県太田市飯塚町九四二番地一八、最後の住所群馬県太田市飯塚町一五六四番地

被相続人　亡　石田　膣

右被相続人は平成二十五年十一月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十九日前橋家庭裁判所太田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

群馬県桐生市相生町二丁目六二〇番地の八

相続財産管理人　大塚佳緒里

限定承認公告

本籍東京都世田谷区用賀四丁目三二番地、最後の住所神奈川県川崎市多摩区登戸二六七八番地一

被相続人　亡　出竹　直勝

右被相続人は平成二十五年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十七日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

東京都世田谷区大蔵五―一〇―二二

限定承認者　安藤　勝信

限定承認公告

本籍長野県木曽郡大桑村大字殿一九二七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　下垣外　勉

右被相続人は平成二十五年十月三日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十四日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

長野県木曽郡大桑村大字殿一九二七番地

限定承認者　下垣外　諒

法定代理人未成年後見人　下垣外　均

限定承認公告

本籍鳥取県米子市上福原五丁目五番、最後の住所鳥取県米子市上福原五丁目五番六四号

被相続人　亡　小林　稔明

右被相続人は平成二十五年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十七日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

鳥取県米子市上福原七丁目二番三七Ｅ一〇三号

限定承認者　小林　孝

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年五月九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年四月七日

東京都新宿区新宿七丁目三番三五号

株式会社昭和鑑定法人

代表取締役　松村　清一

正誤

平成二十六年一月二十九日（号外第十八号）公布経済産業省令第三号（一般ガス事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二九ページ下段終りから一〇行目と九行目の間に次を加える。

第十六条第二項中「算定し、各事業者に通知する」を「告示する」に改める。

二九ページ下段終りから九行目と八行目の間に次を加える。

様式第一第三表中「算定し、各事業者に通知する値を用いるものとする。」を「告示する値とする。」に改める。

ページ	段	行	誤	正
一三四	二	二	本籍神奈川県小田原市城内１丁目608番地	本籍神奈川県小田原市城山１丁目608番地
〃	〃	二三	最後の住所神奈川県小田原市城内３丁目５番18号	最後の住所神奈川県小田原市城山３丁目５番18号

平成二十六年三月三日掲載の神戸家庭裁判所姫路支部に係る平成二十六年（家）第七〇〇六号相続権主張の催告中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一一三	二	一六～一七	兵庫県姫路市北条口２丁目72番地沼田・谷林法律事務所	兵庫県姫路市北条口２丁目63番地沼田・谷林法律事務所
〃	〃	二四	被相続人　亡　猿渡　見	被相続人　亡　猿渡　見　茂

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月七日付第七八号六四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　三月分（一ジ●同日付政府調達第六三号二四ページ月極一部当り）の郵送料二、四四四円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）